

# 介護福祉士修学資金等貸付の手引き (令和6年度申請者用)

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

(令和6年4月1日改定)

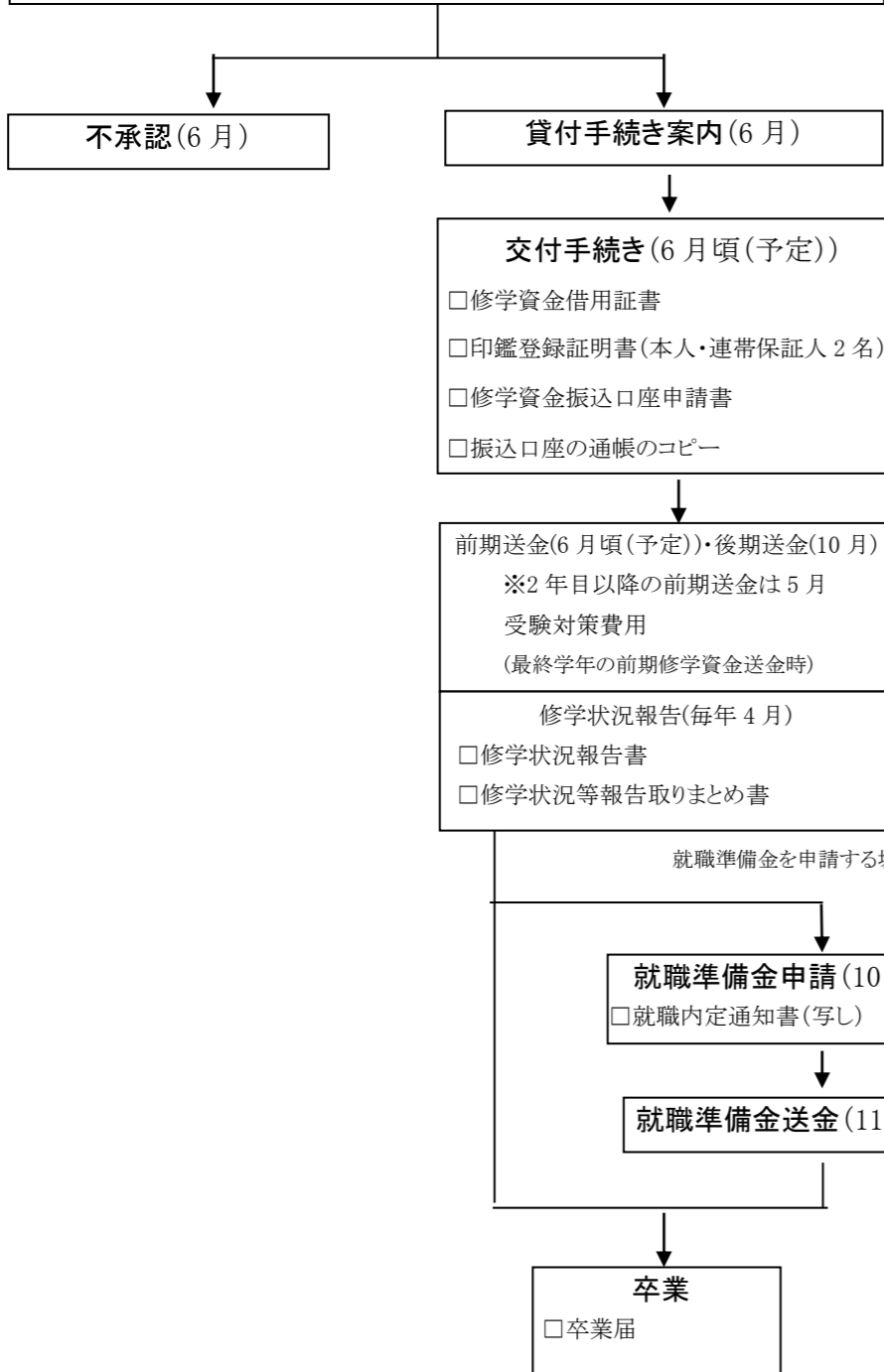
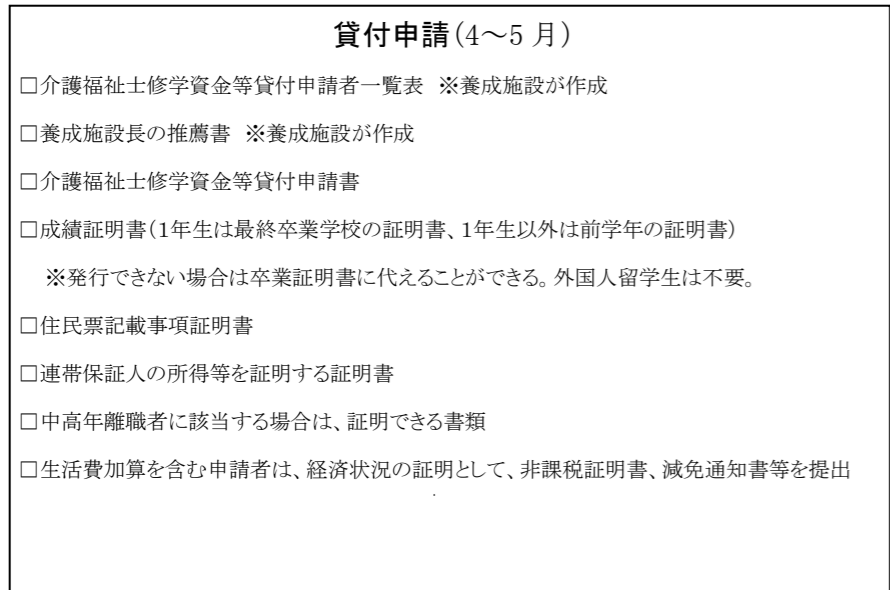
# 目次

介護福祉士修学資金等貸付の概要	1
手続きのフロー図	3
1 貸付の申請	5
2 貸付に必要な手続き	7
3 在学中の各種手続き	8
4 資格登録	10
5 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き	11
6 卒業後の各種手続き	12
7 返還免除	13
8 返還	16
9 完了	17
様式 貸付申請書(様式 1)	18
貸付申請書(様式 1-2)(外国人留学生で連帯保証人を法人とする場合)	21
貸付申請書(様式 1-3)(外国人留学生で連帯保証人を個人とする場合)	24
経費等確認書(様式 1-4)	27
申請者一覧表(様式 2)	28
推薦書(様式 3)	29
借用証書(様式 4)	30
振込口座 申込・変更 申請書(様式 5)	31
修学状況等報告書(様式 6)	32
修学状況等報告とりまとめ書(6-2)	33
住所・氏名等 変更届(様式 7)	34
休学・停学届(様式 8)	35
復学・退学届(様式 9)	36
返還計画承認申請書(様式 10)	37
貸付辞退届(様式 11)	38
業務従事届(様式 12)	39
従事期間証明書(様式 13)	40
従事日数内訳証明書(様式 14)	41
返還猶予申請書(様式 15)	42
進学届(様式 16)	43
返還免除申請書(様式 17)	44
卒業届(様式 18)	45
資格登録届(様式 19)	46
従事先変更届(様式 20)	47
連帯保証人変更届(様式 21)	48
返還計画変更承認申請書(様式 22)	49
預金口座振替(変更)依頼書(様式 23)	50
自動払込利用申込書(様式 24)	51
保護意見書(様式 25)	52

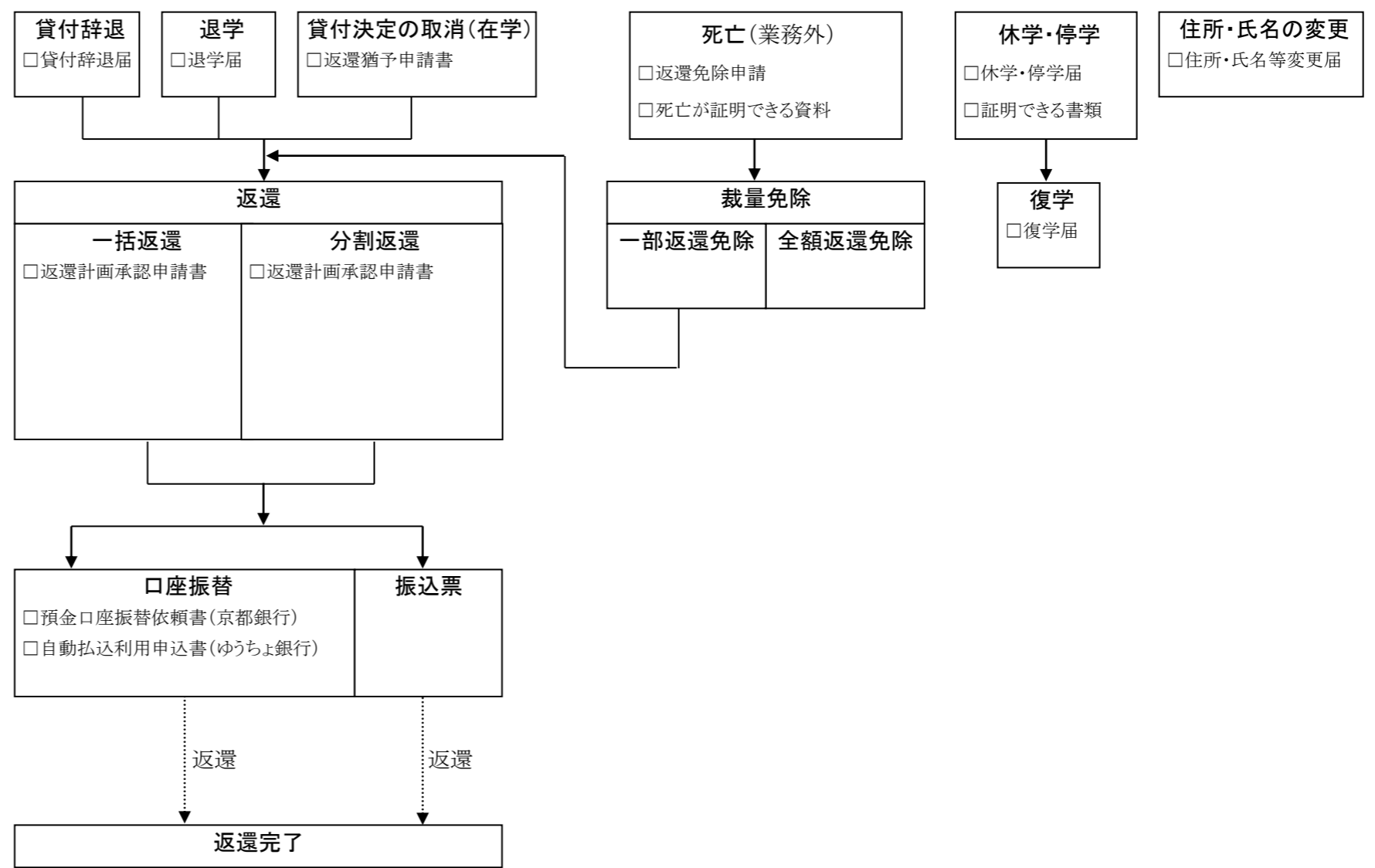
## 介護福祉士修学資金等貸付の概要

貸付対象	<p>文部科学大臣・厚生労働大臣・都道府県知事が指定した養成施設(大学、短期大学、専門学校)に入学し、卒業後5年間、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方。</p> <p>※家庭の経済状況の変化などにより、貸付の必要性が認められる場合には、2年生以降でも対象となります。</p> <p>※生活費の加算貸付対象は、京都府内に住民票のある者とします。(外国人留学生は対象外)</p>
募集人数	予算の範囲内
貸付限度額	<p>①月額5万円</p> <p>②入学準備金20万円</p> <p>③就職準備金20万円</p> <p>※就職準備金とは、就職に必要な費用を貸付する資金です</p> <p>※通信課程で修学する場合は修学に必要なとする額(入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕)となります。</p> <p>④生活保護またはそれに準ずる世帯に属する者が、修学資金の他に貸付を申請する場合は、別に定める貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住区に対応する区分の額以内の生活費加算額(※高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金との併給はできません)</p> <p>⑤国家試験受験対策費用については、介護福祉士国家試験を受験する者に対し一年度あたり40,000円(上限80,000円)を加算します。</p>
貸付期間	養成施設に在学する期間(期間を越えての貸付・送金はできません)
他の貸付金等との併給	<p>生活福祉資金や母子父子・寡婦福祉資金、離職者訓練による介護福祉士訓練、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金など、国庫補助で実施されている貸付事業との併給はできません。日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です。ただし、介護福祉士修学資金等貸付の返還が必要となった場合は、両方の貸付金を同時に返還していくこととなりますので、貸付を希望する場合には十分ご注意ください。教育訓練給付金(一般・専門)を利用する場合は、必要経費から給付金額を引いた差額のみ貸付可能です。</p> <p>なお、貸付の趣旨が異なる他の制度(例:母子家庭自立支援給付金)との併給は可能です。</p>
高等教育の修学支援新制度との併用	<p>令和2年4月より実施されている高等教育の修学支援新制度との併用は可能です。ただし、介護福祉士修学資金の貸付申請を行う際に、高等教育の修学支援新制度の利用目安額を経費等確認書にて申告していただく必要があります。(様式1-4)経費等確認書を基に、京都府社会福祉協議会が審査した金額で貸付を案内します。</p> <p>※基本的には、必要経費から高等教育の修学支援新制度の額を引いた金額になります。</p> <p>※高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を利用される方は生活費加算の申し込みが出来ません。</p> <p>※高等教育の修学支援新制度を利用される方については、授業料等減免額及び給付型奨学金額の決定後に貸付の決定を行うので、審査期間が長くなります。</p>

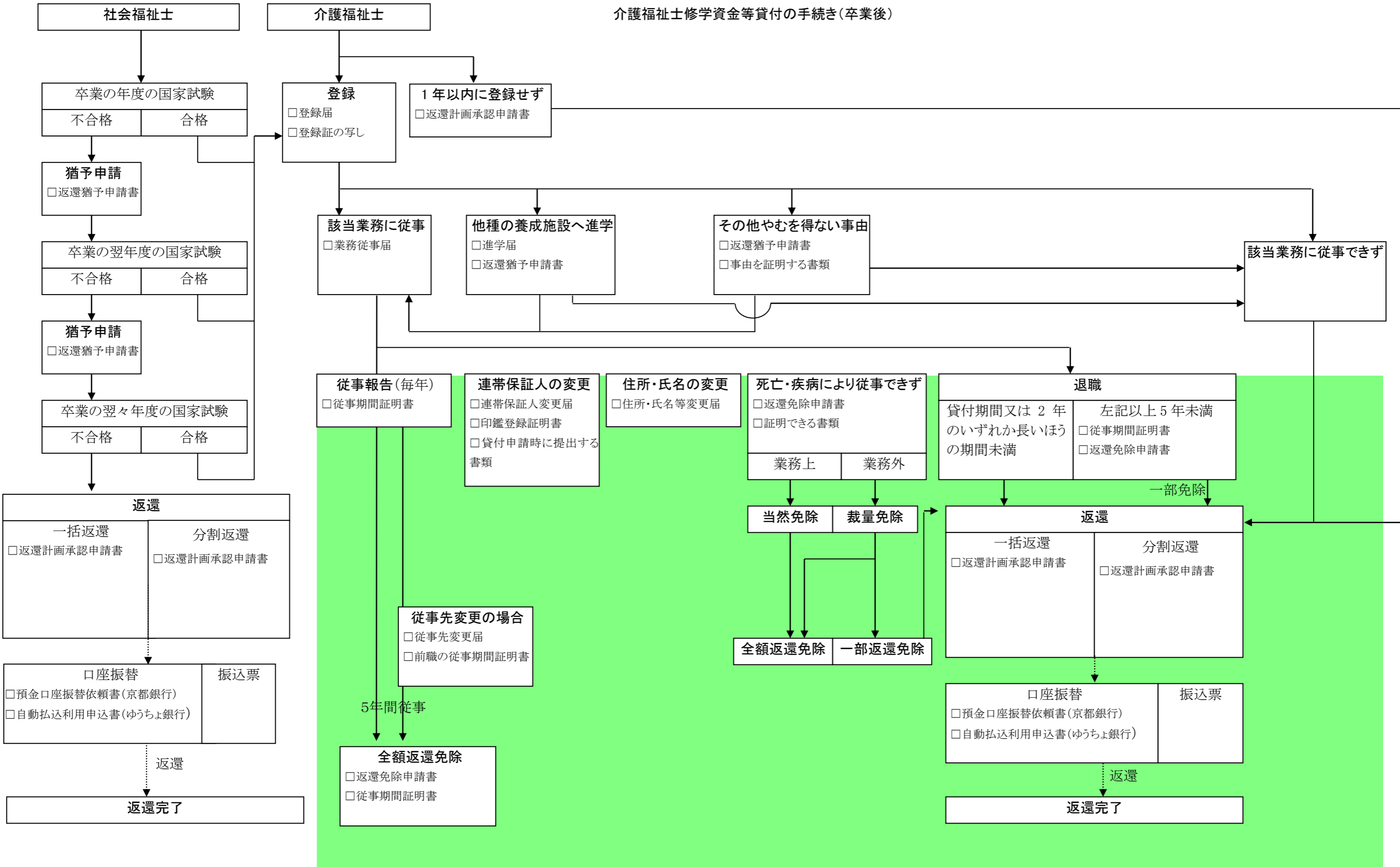
利 子	無利子 ※ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息(別に定める額)がかかります。
申請手続き	申請は、養成施設に入学後、養成施設を通じて行います。 ※生活保護受給世帯の高校生等が貸付を申請する場合は、生活費加算の有無に関わらず、入学前に京都府社会福祉協議会へ貸付申請を行うことができます。
貸付金の送金	年2回(前期5月、後期10月)、半年分を送金します。 ※貸付初年度は、必要書類が整い次第、順次送金します。 ※入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。 ※就職準備金は内定通知の写しを提出していただいた後、送金します。
返還免除	下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。 ①養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録 ※やむを得ない事由で社会福祉士国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、「養成施設の卒業年次の翌々年度の国家試験に合格した日」が期限となります。 ②京都府内の福祉施設に就職 ③介護又は相談援助の業務に5年間従事 ※従事期間は、介護福祉士又は社会福祉士の登録が完了した月から算定します。 ※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。



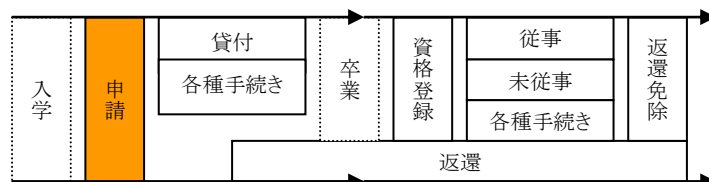
一般的な取り扱いの介護福祉士修学資金等貸付の手続き(入学から卒業まで)



介護福祉士修学資金等貸付の手続き(卒業後)



# 1 貸付の申請



## (1) 申請

介護福祉士修学資金等貸付(以下、「修学資金」と言う)の貸付を希望する場合は、連帯保証人(予定者)2名(貸付申請者が外国人留学生で連帯保証人が法人となる場合は当該法人のみで可)を立てて、下記の書類を準備し、養成施設を通じて京都府社会福祉協議会(以下、「府社協」と言う)に提出してください。

生活保護受給世帯の高校生等が貸付を受ける場合(養成施設入学前に貸付審査をする場合)は、入試前に府社協へ申し込みください。

### 申請者が作成・準備する書類

- ①貸付申請書(様式1)
- ②経費等確認書(様式1-4)※高等教育の修学支援新制度利用者のみ  
修学にかかる経費及び高等教育の修学支援新制度の申請内容についてご記入いただきます。  
本制度の修学費については、この様式を基に必要額との差額を貸付決定することとなります。
- ③学校成績証明書(1年生は最終卒業学校の証明書、それ以外は前学年の証明書)  
※記録の保存年限等により成績証明書が発行できない場合は、卒業証明書を提出してください。外国人留学生の場合は不要。
- ④住民票記載事項証明書(申請者部分のみの記載)
- ⑤連帯保証人(予定者)が個人の場合は、その者の前年の所得を証明する書類(2名とも必要です)  
連帯保証人が法人の場合は、以下の全ての書類  
ア. 登記事項証明書  
イ. 直近3年分の決算書  
ウ. 法人税納税証明書(未納税額がないことの証明)  
エ. 申請者と締結した雇用契約書の写し(在学する養成施設が保証人となる場合は不要)  
オ. 個人の保証人になることについて法人として意思決定したことが証明できる書類
- ⑥中高年離職者に該当する場合は、証明できる書類(離職直前の雇用主の発行する離職証明、雇用保険受給資格者証のコピーなど)。  
※中高年離職者とは、養成施設入学時に45歳上の者であって、離職して2年以内の者を指し、返還免除の要件である5年間の該当業務への従事が3年間に短縮されます。
- ⑦生活費加算を受ける場合は、経済状況が分かる証明として生活保護受給証明書、非課税証明書、減免通知書等をご提出ください。また、事前に面談を行います。

### 養成施設が作成する書類

- ①申請者一覧表(様式2)
- ②推薦書(様式3)

## 連帯保証人について

- 連帯保証人は2名必要です。  
(連帯保証人同士は別世帯、別生計の必要があります)
- うち1名は申請者と別世帯、別生計の18歳以上の方かつ生活保護を受給されていない、または非課税者でない方
- 申請者が未成年の場合は、連帯保証人 2 名のうち 1 名は法定代理人(親権者など)としてください。

外国人留学生在が連帯保証人を個人とする場合は、連帯保証人は次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①日本国内に居住していること
  - ②日本国籍を有する方又は特別永住権、永住権を持つ方であること
  - ③申請者と独立した生計を営む保証能力を有する成年者であること
- ※留学生同士が連帯保証人となることはできません。

### (2) 貸付にかかる手続きのご案内の送付

府社協は、提出された申請書などの内容を確認し、貸付対象に該当する場合は貸付にかかる手続きのご案内を送付します。

※高等教育の修学支援新制度を利用される方については、授業料等減免額及び給付型奨学金額の決定後となりますので、審査が長くなります。

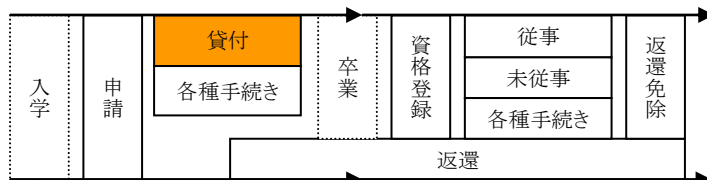
なお、貸付契約は借用証書の提出をもって成立としますので、貸付にかかる手続きのご案内をもって送金することはできません。

### (3) 貸付契約の取消し

府社協は、修学生が貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと判断した場合には、文書により貸付契約を取り消します。取消しを受けた場合は、借り受けた修学資金は返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。なお、引き続き、養成施設に在学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。事実発生から15日以内に、返還猶予申請書(様式15)を養成施設を通じて府社協へ提出してください。



## 2 貸付に必要な手続き



### (1) 貸付金の送金手続き

貸付にかかる手続きのご案内の送付を受けた方は、養成施設を通じて下記の書類を提出してください。

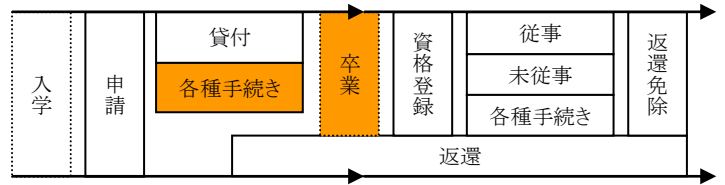
#### 提出書類

- ①借用証書(借受人、連帯保証人が自署・実印の押印をしてください)
- ②印鑑登録証明書(借受人及び連帯保証人2名 合計3名分)
- ③振込口座申込・変更申請書(様式5)  
※口座名義は、貸付決定を受けた本人(以下、「修学生」と言う)の名義以外は認められません。
- ④振込口座の通帳のコピー  
※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。

### (2) 貸付金の送金

年2回(前期5月末、後期10月末)、半年分を送金します。(事情により送金月を変更することがあります)

- ※前期送金分については、修学状況報告書の提出をもって送金とします。
- ※貸付初年度は、必要書類が整い次第、順次送金します。
- ※入学準備金は、貸付初年度の前期に合算して送金します。
- ※就職準備金は内定通知の写しを提出していただいた後、送金します。
- ※原則、内定通知書の写しを卒業後半年以上未提出の場合は就職準備金を辞退したこととみなし、交付しません。貸付辞退届(様式11)を提出してください。
- ※卒業後半年以内に内定通知書の写しを提出できない場合は、必ず府社協へご連絡ください。
- ※当会より提出の連絡は行いませんので、ご了承ください。



### 3 在学中の各種手続き

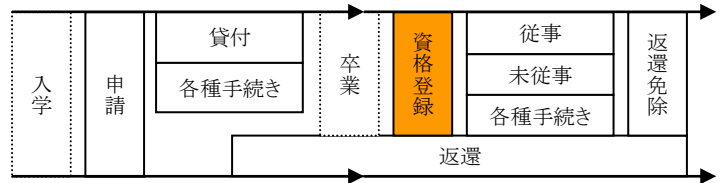
在学中に次の事項が生じた場合は、事実発生から15日以内に、養成施設を通じて届け出てください。

事項	提出書類
貸付手続き案内通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■借用証書(様式4)</li> <li>■印鑑登録証明書(本人及び連帯保証人全員分、連帯保証人が法人の場合は印鑑証明書)</li> <li>■修学資金振込口座申請書</li> <li>■振込口座の通帳のコピー</li> </ul>
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住所・氏名等変更届(様式7)</li> <li>■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、マイナンバーカード(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)</li> </ul> <p>※マイナンバーカードは必ず個人番号を消してください。</p>
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住所・氏名等変更届(様式7)</li> <li>■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、マイナンバーカード(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)</li> </ul> <p>※マイナンバーカードは必ず個人番号を消してください。</p>
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■連帯保証人変更届(様式21)</li> <li>■印鑑登録証明書(連帯保証人が個人の場合は、変更のあった連帯保証人のもののみ)</li> </ul> <p>《連帯保証人が個人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■新しい連帯保証人の前年の所得を証明する書類</li> </ul> <p>《連帯保証人が法人の場合(以下の全ての書類)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■登記事項証明書</li> <li>■直近3年分の決算書</li> <li>■法人税納税証明書(未納税額がないことの証明)</li> <li>■申請者と締結した雇用契約書の写し(在学する養成施設が保証人となる場合は不要)</li> <li>■個人の保証人になることについて法人として意思決定したことが証明できる書類</li> </ul>
休学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■休学・停学届(様式8)</li> <li>■証明できる書類</li> </ul>
復学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■復学・退学届(様式9)</li> </ul>
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■復学・退学届(様式9)</li> </ul> <p>※借り受けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。</p>
停学その他の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■休学・停学届(様式8)</li> <li>■証明できる書類</li> </ul>
本人が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還免除申請書(様式17)</li> <li>■証明できる書類(死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し)</li> </ul>

貸付を辞退するとき	<b>■貸付辞退届(様式 11)</b> <b>※</b> 借り受けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。
2 年次以降の貸付を引き続き受けるとき	<b>■修学状況等報告書(様式 6)</b> <b>※</b> 毎年 4 月に提出してください。なお、提出があるまでは、修学資金は交付しません。
就職準備金の交付を受けるとき	<b>■内定通知書(写し)</b> <b>※</b> 就職準備金の貸付決定を受けた修学生は、就職先が決定(内定)後、提出してください。なお、提出があるまでは、就職準備金は交付しません。また、卒業後半年以内に提出がない場合は交付できません。
養成施設を卒業したとき	<b>■卒業届(様式 18)</b>

**※留年した場合の取扱い**

修学状況等報告書の該当欄にチェックをしてください。病気等、真にやむを得ない事由によって留年した場合には、当初の貸付期間満了後、残りの在学期間についても修学資金を申請いただくことが可能です。



## 4 資格登録

### (1) 国家試験を要しない場合

国家試験を要しない場合は、資格取得後すみやかに(財)社会福祉振興・試験センターに登録の手続きをしてください。後日、登録票が届きますのでその写しを資格登録届(様式 19)とともに、15 日以内に養成施設を通じて府社協へご提出ください。

### (2) 国家試験を要する場合

#### ① 国家試験に合格した場合

国家試験に合格した場合は、すみやかに(財)社会福祉振興・試験センターに登録の手続きをしてください。後日、登録票が届きますのでその写しを資格登録届(様式 19)とともに、15 日以内に養成施設を通じて府社協へご提出ください。

#### ② 国家試験に合格できなかった場合(社会福祉士資格のみ)

##### ■ 翌年度の国家試験を受験し、資格取得を目指す意思がある場合

翌年度の国家試験合格発表の日までの1年間、返還猶予を受けることができます。不合格の通知を受け取ったら、15 日以内に返還猶予申請書(様式 15)をご提出ください。

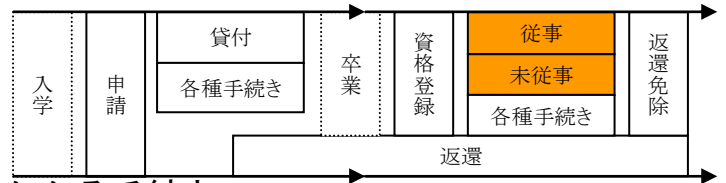
なお、養成施設の卒業年次の翌々年度の国家試験までに合格できなかった場合は、貸し付けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。

##### ■ 資格取得を断念する場合(社会福祉士資格のみ)

貸し付けた修学資金は返還となります。返還の手続きは、「8 返還」のページを確認してください。

### 登録にかかる注意点

修学資金の返還免除要件となる 5 年間の業務従事期間は、国家資格を登録した日の属する月から算出します。つまり、国家試験に合格し、該当業務に 5 年間従事していても登録していない場合には、返還免除要件を満たしませんのでご注意ください。



## 5 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き

(1) 該当業務に従事した場合(週 3 日以上又は月 15 日以上に従事が必要です)

①業務従事届の提出

該当業務に従事している間は、返還猶予を受けることができます。従事日から 15 日以内に養成施設を通じて府社協へ業務従事届(様式 12)をご提出ください。

②従事状況の報告

従事日から 1 年経過するごとに従事期間証明書(様式 13)を府社協へご提出ください。

(2) 他種の養成施設へ進学した場合

介護福祉士養成施設の修学生が社会福祉士養成施設に進学する場合、又は社会福祉士養成施設の修学生が介護福祉士養成施設に進学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。養成施設の入学日から 15 日以内に進学届(様式 16)及び返還猶予申請書(様式 15)について、養成施設を通じて府社協へご提出ください。

なお、申請時に就職準備金を申請されていた方についても就職準備金の貸付(送金)はできませんのでご注意ください。

(3) 養成施設以外の福祉系大学等に進学した場合

府社協の審査により適当と認められた場合には、在学期間中、返還猶予を受けることができます。入学日から 15 日以内に進学届(様式 16)及び返還猶予申請書(様式 15)について、養成施設を通じて府社協へご提出ください。

なお、申請時に就職準備金を申請されていた方についても就職準備金の貸付(送金)はできませんのでご注意ください。

(4) やむを得ない事由があり該当業務に従事できない場合

返還猶予申請書(様式 15)にやむを得ない事由を証明する書類を添えて、事由の発生日から 15 日以内に養成施設を通じて府社協へご提出ください。府社協で審査の結果、承認された場合は府社協が指定する期間の返還が猶予されます。なお、不承認の場合は、貸し付けた修学資金は返還となります。手続きの詳細は、「8 返還」のページを確認してください。

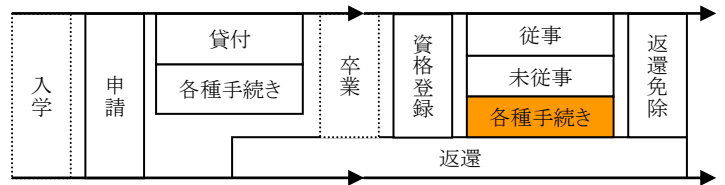
※怪我や疾病による返還猶予を申請の場合、休職や治療などの期間が記載されている医師の診断書の添付が必要です。

※治療などの期間が返還猶予申請書の希望期間と異なる場合は申請することができません。

※転職活動による返還猶予申請の場合、3か月ごとに申請する必要があります。

(5) 該当業務に従事できない場合

上記のいずれにも該当せず、養成施設を卒業した日から 1 年以内又は養成施設等の卒業年次の翌々年度の国家試験に合格した日(社会福祉士資格のみ)から 1 年以内に該当業務に従事できない場合は、貸し付けた修学資金は返還となります。手続きの詳細は、「8 返還」のページを確認してください。



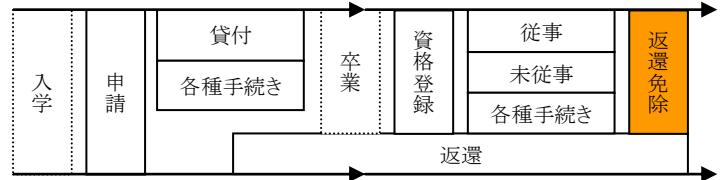
## 6 卒業後の各種手続き

卒業後に次の事項が生じた場合は、事実発生から15日以内に、府社協へ届け出てください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住所・氏名等変更届(様式7)</li> <li>■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、マイナンバーカード(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)</li> <li>※マイナンバーカードは必ず個人番号を消してください。</li> </ul>
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住所・氏名等変更届(様式7)</li> <li>■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、マイナンバーカード(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)</li> <li>※マイナンバーカードは必ず個人番号を消してください。</li> </ul>
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■連帯保証人変更届(様式21)</li> <li>■印鑑登録証明書(連帯保証人が個人の場合は、変更のあった連帯保証人のもののみ)</li> </ul> <p>《連帯保証人が個人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■新しい連帯保証人の前年の所得を証明する書類</li> </ul> <p>《連帯保証人が法人の場合(以下の全ての書類)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■登記事項証明書</li> <li>■直近3年分の決算書</li> <li>■法人税納税証明書(未納税額がないことの証明)</li> <li>■申請者と締結した雇用契約書の写し(在学する養成施設が保証人となる場合は不要)</li> <li>■個人の保証人になることについて法人として意思決定したことが証明できる書類</li> </ul>
従事先を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■従事先変更届(様式20)</li> <li>■従事期間証明書(様式13) ※前職分</li> <li>■従事日数内訳証明書<sup>※</sup>(様式14)</li> </ul>
業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還免除申請書(様式17)</li> <li>■従事期間証明書(様式13)</li> <li>■証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡の場合: 死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)</li> <li>疾病等の場合: 医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)</li> </ul> </li> <li>■従事日数内訳証明書<sup>※</sup>(様式14)</li> </ul>
業務外の事由により本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還免除申請書(様式17)</li> <li>■従事期間証明書(様式13)</li> <li>■証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡の場合: 死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し</li> <li>障害の場合: 医師の診断書の写し など</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 従事日数内訳証明書<sup>※</sup>(様式 14)</li> </ul>
返還免除要件を満たさず該当業務を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>《 貸付期間未満の場合 》</li> <li>■ 返還計画承認申請書(様式 10)</li> <li>■ 従事日数内訳証明書<sup>※</sup>(様式 14)</li> <li>《 貸付期間以上の場合 》</li> <li>■ 従事期間証明書(様式 13)</li> <li>■ 返還免除申請書(様式 17)</li> <li>■ 従事日数内訳証明書<sup>※</sup>(様式 14)</li> </ul>

※ホームヘルパーや家政婦等として従事した場合、同一期間に複数の事業所で従事した場合のみ必要。



## 7 返還免除

### (1) 返還免除

#### ① 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、15日以内に府社協へ書類を提出してください。

■ 該当業務に5年間従事したとき(貸付要綱第14条第1号に該当するとき)

#### 提出書類

返還免除申請書(様式17)

従事期間証明書(様式13)

※ホームヘルパーや家政婦等として従事した場合は上記に加えて下記の書類も提出してください。

従事日数内訳証明書(様式14)

#### 貸付要綱第14条第1号

養成施設を卒業した日から1年以内に京都府内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務する場合は全国の区域とする。以下同じ。)において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事し、かつ、5年間(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合は、3年間)の間、引き続き(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているとみならず。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき

#### 返還免除に必要な業務従事期間等

##### ① 5年の従事が必要な場合

在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した日数が900日以上

##### ② 3年の従事が必要な場合(中高年離職者又は過疎地域勤務)

在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した日数が540日以上

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。



#### 業務従事期間の算出について

- ① 修学資金の返還免除要件となる業務従事期間は、国家資格を登録した日の属する月から算出します。
- ② 出産休暇、育児休暇の期間中は、引き続き業務に従事している期間とみなします。ただし、業務従事期間には算入しません。
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域（宮津市、京丹後市、福知山市のうち旧三和町・旧大江町・旧夜久野町の区域、南丹市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）において当該業務に従事した場合の免除要件は、連続した業務従事期間が3年に達した時点で満たすこととなります。3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、通算5年に達した時点で免除要件を満たすこととなります。
- ④ 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続していることが必要です。ただし、新たな就職先を探している場合など、返還免除業務に就く意思がある場合には、求職期間について返還猶予申請をすることができます。（ただし返還猶予期間には期限があります）また、転職後の従事期間を通算することができます。
- ⑤ 社会福祉士取得者が介護等の業務に従事した場合、介護福祉士取得者が相談援助業務に従事した場合も業務期間として算入します。
- ⑥ ホームヘルパーや家政婦等に従事した場合、1日あたりの業務従事時間が短時間であっても1日として算入します。

#### ■業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病等のため業務を継続することができなくなったとき

##### 提出書類

返還免除申請書(様式17)

従事期間証明書(様式13)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

疾病等の場合:医師の診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

※ホームヘルパーや家政婦等として従事した場合、同一期間に複数の事業所で従事した場合は上記に加えて下記の書類も提出してください。

従事日数内訳証明書(様式14)

## ②裁量免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20日以内に府社協へ書類を提出してください。

- 業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき

**免除額** 返還すべき債務の残額の全部又は一部

**提出書類**

返還免除申請書(様式 17)

従事期間証明書(様式 13)

証明できる書類

死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し

障害の場合:医師の診断書の写し など

- 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

**免除額** 返還すべき債務の残額の全部又は一部

- 京都府内において修学資金の貸付を受けた期間以上貸付要綱第14条第1号に規定する業務に従事したとき(本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません)

**免除額** 返還すべき債務の残額の全部または一部

**提出書類**

返還免除申請書(様式 17)

従事期間証明書(様式 13)

※ホームヘルパーや家政婦等として従事した場合は上記に加えて下記の書類も提出してください。

従事日数内訳証明書(様式 14)

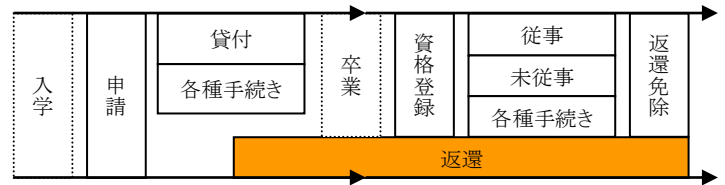
### 【一部免除額の計算方法】

- ・業務に従事した期間は、1年を180日として計算します。
- ・在職期間は、1年を365日として計算します。
- ・貸付けを受けた期間は1年を180日として計算します。

$$\text{返還免除額(円)} = \frac{\text{業務に従事した期間(日数)}}{\text{貸付を受けた期間(日数)} \times 5/2} \times \text{貸付を受けた額(円)}$$

※貸付を受けた期間が2年未満のときは360日とします。

あくまでも返還免除申請のできる金額です。裁量免除の可否は別途判断しますので御注意ください。



## 8 返還

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを府社協と相談した上で、20 日以内に府社協へ書類を提出してください。

### (1) 返還計画承認申請

#### ① 返還方法と必要書類

返還は下記の 4 つの中から希望するものを選択してください。

表 返還方法と必要書類

	返還計画承認申請書	借用証書及び印鑑登録証明書(本人及び連帯保証人全員分、連帯保証人が法人の場合は印鑑証明書)	預金口座振替依頼書(京都銀行)又は自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)
	様式 10	様式 4	様式 23 又は 24
①口座振替による一括返還	○	不要(注 1)(注 2)	○
②振込票による一括返還	○	不要(注 1)(注 2)	不要
③口座振替による分割返還	○	○(注 2)	○
④振込票による分割返還	○	○(注 2)	不要

(注 1) 定められた期日までに返還できなかった場合は、提出することが必要です。

(注 2) 既に卒業をしている場合は、貸付時に提出していただいているため、再提出は不要です。

#### ② 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始となります(返還事由の申告が遅れた場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から申告があった時点までの返還必要額を一括で返還いただきます)。分割返還するときは、貸付を受けた期間の 2 倍の期間又は 5 年以内に返還してください。

(例) 貸付を受けた期間が 2 年の場合 → 5 年以内  
貸付を受けた期間が 4 年の場合 → 8 年以内

#### ③ 口座振替で利用可能な金融機関

口座振替で利用可能な金融機関は、京都銀行又はゆうちょ銀行とします。なお、口座振替は、手続きの関係上、2 回目の払い込みからとし、1 回目については振込票で送金していただくこととします。

#### ④ 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、最終の返還額に加算若しくは減額することとします。

⑤振替日及び払込み期日

口座振替の実施日及び振込票による払込み期日については毎月 27 日とします。なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

⑥延滞利子

正当な理由がなく、返還計画より遅れると別に定める延滞利息を加算します。

(2) 返還計画の承認

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

(3) 返還計画の変更

承認された返還計画を変更したい場合は、事前に府社協と相談の上、返還計画変更承認申請書(様式 22)を提出してください。府社協は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

(4) 口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還が出来なかった場合は、振込票を修学生あてに送付しますので、到着後 10 日以内に送金してください。

(5) 残額のお知らせ

返還期間中、返還状況と残額を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
修学生	毎年 2 回(7 月と 1 月)
連帯保証人	毎年 1 回(7 月)

(6) 督促状

下記の条件に該当する場合は、督促状を発行します。

通知先	条件
修学生	6 箇月以上連続して返還されなかったとき
連帯保証人	12 箇月以上連続して返還されなかったとき

(7) 振込票の送付

振込票は、年 2 回 6 箇月分ずつ発行し、修学生に送付します。

## 9 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて修学生及び連帯保証人に通知します。

(様式 1-1)

## 介護福祉士修学資金等貸付申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設名	養成施設種別		<input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉士養成施設	
	第 学年	入学年月	(西暦) 年 月	
ふりがな			生年月日	
氏名			(西暦) 年 月 日	
在学中の 連絡先	〒 -			
	自宅電話( )		携帯電話( )	
	e-mail ( @ )			
	住民票記載の住所は <input type="checkbox"/> 上記連絡先と同一 <input type="checkbox"/> 帰省先(実家など) <input type="checkbox"/> その他( )			
生活費加算の申し込み	生活費加算を申し込む <input type="checkbox"/> 生活費加算は申し込まない <input type="checkbox"/>			
本制度以外に受けている 奨学金等 (申請中である場合も記入)	有・無			
	奨学金等の名称 日本学生支援機構・生活福祉資金・その他( )			
	決定額	合計金額 円		
高等教育の修学支援新 制度(※1)申請の有無	申請有り <input type="checkbox"/> 申請無し <input type="checkbox"/>	申し込み区分(目安含め必ずチェックしてください) 第Ⅰ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/>		
借用希望 期間・金額	借用期間	(西暦で記入) 年 月から 年 月まで( 箇月分)		
	月額	月額: 円 × 月 計 円(A)		
	入学準備金	円(B)		
	就職準備金	円(C)		
	生活費加算	月額: 円 × 24 月 計 円(D)		
	受験対策費用	円(E)		
	合計	円(A)+(B)+(C)+(D)+(E)		
卒業後の希望就職先	(京都府内の施設名又は施設種別)			
本人の履歴	学歴	高校・大学		卒業
	職歴	年 月		(在職中の場合のみ記入)
【連帯保証人】(予定者) 申請者が記入してください。				
氏名		生年月日(西暦) 年 月 日	住 所	申請者 との関係
氏名		生年月日(西暦) 年 月 日	住 所	申請者 との関係

※1 高等教育の修学支援新制度…授業料等減免及び給付型奨学金

(様式 1-1①) 申請者記入用

## 同意書及び誓約書

京都府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要綱に基づき、介護福祉士修学資金等貸付を申請します。また、貸付を受けることになった場合は、卒業後、京都府内の社会福祉施設等において介護福祉士として介護又は相談援助の業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報は、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

申請者

住所	〒
氏名	(自署のこと)

(様式 1-1②) 連帯保証人(予定者)記入用

## 同意書及び誓約書

私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めすることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報は、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

連帯保証人  
(予定者)

※申請者が未成年の場合は、法定代理人(親権者など)とし、成年者の場合は、成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒		
	自宅電話( ) 携帯電話( )		
氏名	(自署のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との 関係	

(西暦) 年 月 日

連帯保証人  
(予定者)

※申請者が未成年、成年に関わらず、成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒		
	自宅電話( ) 携帯電話( )		
氏名	(自署のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との 関係	

(様式 1-2) (外国人留学生で連帯保証人を法人とする場合)

## 介護福祉士修学資金等貸付申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設名		養成施設種別	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設
	第 学年	入学年月	(西暦) 年 月
ふりがな			
氏名			
生年月日	(西暦) 年 月 日 ( 歳)		
在学中の 連絡先	〒 -		
	自宅電話( ) 携帯電話 ( ) e-mail ( @ )		
	住民票記載の住所は <input type="checkbox"/> 上記連絡先と同一 <input type="checkbox"/> その他( )		
借用希望 期間・金額	借用期間	(西暦で記入) 年 月から 年 月まで( 箇月分)	
	月 額	月額: 円 計 円(A)	
	入学準備金	円(B)	
	就職準備金	円(C)	
	受験対策費用	円(D)	
	合 計	円(A)+(B)+(C)+(D)	
本制度以外に受け ている奨学金等 (申請中である場合も記入)	有 ・ 無 奨学金等の名称 日本学生支援機構・生活福祉資金・その他( )		
	決定額	合計金額 円	
卒業後の 希望就職先	第一希望	(京都府内の)	
	第二希望	(京都府内の)	
【連帯保証人】(予定法人) 申請者が記入してください。			
法人名			
法人住所			

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 卒業後の希望就職先には、施設の種別(特別養護老人ホーム、就労継続支援事業所など)を記入してください。



(様式 1-2①) 申請者記入用

## 同意書及び誓約書

京都府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要綱に基づき、介護福祉士修学資金等貸付を申請します。また、貸付を受けることになった場合は、卒業後、京都府内の社会福祉施設等において介護福祉士として介護又は相談援助の業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

申請者

住所	〒
氏名	(自署)

(様式 1-2②) (連帯保証人予定者記入用)

## 同意書及び誓約書

当法人は暴力団に関係する法人ではありません。また、借入期間中においても暴力団関係する法人にはなりません。当法人は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

また、\_\_\_\_\_が介護福祉士修学資金等貸付を受けた上は、\_\_\_\_\_及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責めを負い、かつ、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

(西暦) 年 月 日

フリガナ			
法人名			
フリガナ		法人代表者	
法人代表者氏名	代表者印	役職	
法人所在地	〒 - 電話( )		
本申請に関する連絡先	所在地	〒 - 電話( )	
	部署	担当者名	

(様式1-3) (外国人留学生で連帯保証人を個人とする場合)

## 介護福祉士修学資金等貸付申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設名		養成施設種別	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設		
	第 学年	入学年月	(西暦) 年 月		
ふりがな					
氏名					
生年月日	(西暦) 年 月 日 ( 歳)				
在学中の 連絡先	〒 —				
	自宅電話( ) 携帯電話 ( ) e-mail ( @ )				
	住民票記載の住所は <input type="checkbox"/> 上記連絡先と同一 <input type="checkbox"/> その他( )				
借用希望 期間・金額	借用期間	(西暦で記入) 年 月から 年 月まで( 箇月分)			
	月 額	月額: 円 計 円(A)			
	入学準備金	円(B)			
	就職準備金	円(C)			
	受験対策費用	円(D)			
	合 計	円(A)+(B)+(C)+(D)			
本制度以外に受けて いる奨学金等 (申請中である場合も記入)	有 ・ 無				
	奨学金等の名称 日本学生支援機構・生活福祉資金・その他( )				
	決定額	合計金額 円			
卒業後の 希望就職先	第一希望	(京都府内の)			
	第二希望	(京都府内の)			
<b>【連帯保証人】</b> (予定者) 申請者が記入してください。					
氏名		生年月日(西暦) 年 月 日	住 所	申請者 との関係	
氏名		生年月日(西暦) 年 月 日	住 所	申請者 との関係	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 卒業後の希望就職先には、施設の種別(特別養護老人ホーム、就労継続支援事業所など)を記入してください。

(様式 1-3①) 申請者記入用

## 同意書及び誓約書

京都府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要綱に基づき、介護福祉士修学資金等貸付を申請します。また、貸付を受けることになった場合は、卒業後、京都府内の社会福祉施設等において介護福祉士として介護又は相談援助の業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

申請者

住所	〒
氏名	(自署のこと)

(様式 1-3②) 連帯保証人(予定者)記入用

## 同意書及び誓約書

私は暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めすることに同意します。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

併せて、提出した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

(西暦) 年 月 日

連帯保証人  
(予定者)

※申請者が未成年の場合は、法定代理人(親権者など)とし、成年者の場合は、成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒		
	自宅電話( )		携帯電話( )
氏名	(自署のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との 関係	

(西暦) 年 月 日

連帯保証人  
(予定者)

※申請者が未成年、成年に関わらず、成年者で独立の生計を営む者とする。

住所	〒		
	自宅電話( )		携帯電話( )
氏名	(自署のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との 関係	

(様式 1-4)

## 介護福祉士修学資金等貸付 経費等確認書(※1)

氏名 \_\_\_\_\_ 養成施設名 \_\_\_\_\_

1. 在学期間中継続的に必要な経費

※【A】～【I】は全て年間学費を記入してください

【A】授業料		円
【B】施設設備費・施設拡充費		円
【C】運営維持費・教育充実費		円
【D】実習費用		円
【E】諸費用(卒業年次まで継続的に支払うもの)		円
【F】図書購入費		円
【G】通学定期代		円
【H】入学金		円
【I】その他費用(下記 1～3 の計)		円
1		円
2		円
3		円
【合計】		円

2. 高等教育の修学支援新制度の申し込み区分など

申し込み区分(※2)	第Ⅰ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/>
授業料等減免	減免予定額 _____ 円
給付型奨学金	給付予定月額 _____ 円

※1 高等教育の修学支援新制度を利用されている修学生の方のみご提出ください

※2 申し込み区分が申請中で不明の場合は目安でも構いません

(様式2)

## 介護福祉士修学資金等貸付 申請者一覧表

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地	〒  電話 ( )
養成施設名	
代表者の役職及び氏名	⑩

修学資金の貸付が適当と認められるので、下記のとおり推薦します。

記

種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
課程名	( 年 カ月課程)

優先順位	氏名	学年	授業料等減免予定金額(※)	備考

※優先順位については、各養成施設で調整してください。

※授業料等減免予定金額とは、高等教育の修学支援新制度のことです。

(様式3)

## 介護福祉士修学資金等貸付 推薦書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地	〒  電話 ( )
養成施設名	
代表者の役職及び氏名	印

下記の者は、介護福祉士修学資金等貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士 ・ 社会福祉士通信課程
課程名	( 年 カ月課程)
学年	第 学年
氏名	
貸付を必要とする状況	<p><b><u>□生活費加算を借り入れる者はチェックをいれてください</u></b></p> <p>家計・学資状況から修学資金を 1 特に必要としている。 2 必要である。</p> <p>◇貸付を必要とする本人の状況について簡潔にご記入ください</p>
特筆事項	



(様式 4)

## 介護福祉士修学資金等貸付 借用証書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話( _____ ) 携帯電話( _____ ) e-mail ( _____ @ _____ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	(実印)	(西暦) 年 月 日

私は、修学生として次のとおり修学資金の貸付手続きの案内を受けました。この資金については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱・手引き等の規定に従います。

借用期間 及び月数	(西暦で記入) 年 月 から 年 月 まで( 箇月分) 月額: 円 計 円(A)
入学準備金	円(B)
就職準備金	円(C)
生活費加算	円(D)
受験対策費用	円(E)
借用金額(合計)	円(A)+(B)+(C)+(D)+(E)
借用利子	無利子(但し延滞利子については別に定めるところによる)

私たちは、修学生に上記のとおり返還させるとともに、万一修学生が返還しない場合は、その債務を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒

氏名 (実印) (自署・押印のこと)

生年月日 (西暦) 年 月 日

修学生との関係

自宅電話番号

携帯電話番号

連帯保証人 住所 〒

氏名 (実印) (自署・押印のこと)

生年月日 (西暦) 年 月 日

修学生との関係

自宅電話番号

携帯電話番号

収入  
印紙

(様式 5)

## 介護福祉士修学資金等貸付 振込口座 申込・変更 申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)		
養成施設名			
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話( _____ ) 携帯電話( _____ ) e-mail ( _____ @ _____ )		
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		(西暦) 年 月 日	

私は次のとおり修学資金振込口座を(申出・変更を申し出)ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関名)	(支店名)
	金融機関コード <sup>※</sup>		
	口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
	口座番号(左づめ)		
ふりがな			
口座名義			

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 修学生本人名義の口座に限ります。

3 必ず振込口座の写し(通帳のコピーまたはアプリ・サイトのスクリーンショット)を提出してください。

(様式 6)

## 介護福祉士修学資金等貸付 修学状況等報告書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話( _____ ) 携帯電話( _____ ) e-mail ( _____ @ _____ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

介護福祉士修学資金等貸付を引き続き受けたいので、下記のとおり修学状況等を報告します。

__月__日現在 (記入日) の修学状況等	養成施設名	
	進級・留年	<input type="checkbox"/> 進級 <input type="checkbox"/> 留年 <input type="checkbox"/> 変更なし 第__学年
	高等教育の修学 支援新制度に関 する情報	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 継続審査中 <input type="checkbox"/> 新規申込 (※新規申込の方は様式 1-4 を提出する必要があります)
		給付型奨学金に係る支給区分の変更
		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし 第____区分から第____区分に変更
現在取得単位数	_____単位 / _____卒業所要単位	

養成施設記載欄	特筆事項  上記のとおり相違ありません。 (西暦) 年 月 日  養成施設名 養成施設長名 <span style="float: right;">㊟</span>
---------	--



(様式 7)

## 介護福祉士修学資金等貸付 住所・氏名等 変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話( _____ ) 携帯電話( _____ ) e-mail ( _____ @ _____ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
変更年月日	(西暦) 年 月 日
変更前	
変更後	

備考 証明できる書類を添付すること。



(様式 9)

## 介護福祉士修学資金等貸付 復学・退学届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話( _____ ) 携帯電話( _____ ) e-mail ( _____ @ _____ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり(復学・退学)しましたので、届け出ます。

(復学・退学)年月日 (西暦) 年 月 日

備考 復学・退学の証明となる書類を添付すること。

(様式 10)

## 介護福祉士修学資金等貸付 返還計画承認申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり修学資金を返還したいので、承認願います。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還額	円(A)-(B)-(C)
返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 均等払(半年賦)
	<input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
返還する理由	

連帯保証人

※申請時に届け出た連帯保証人とすること

連絡先	〒 ー 電話 ( )
氏名	(実印) (自署・押印のこと)

連帯保証人

※申請時に届け出た連帯保証人とすること

連絡先	〒 ー 電話 ( )
氏名	(実印) (自署・押印のこと)



(様式 11)

## 介護福祉士修学資金等貸付 貸付辞退届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日
法定代理人 ※未成年の場合		

次のとおり修学資金の貸付を受けることを辞退します。

辞退年月日	(西暦) 年 月 日
理由	



(様式 13)

### 介護福祉士修学資金等貸付 従事期間証明書

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)		
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		(西暦) 年 月 日	
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )		

従事先名称			
従事先の連絡先	〒 ー 担当者名( ) 電話 ( )		
職種			
雇用形態	常勤 ・ 非常勤 (○をつけてください)		
入職日・従事期間	入職日(西暦) 年 月 日 従事期間(西暦) 年 月 日～ 年 月 日		
ひと月ごとの業務従事期間	実勤務日数	ひと月ごとの業務従事期間	実勤務日数
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日
備考	※産休・育休・病休・欠勤等があれば期間を記載してください		

上記のとおり従事していたことを証明します。

(西暦) 年 月 日

従事先名称

代表者名及び職印

印



(様式 15)

## 介護福祉士修学資金等貸付 返還猶予申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり修学資金の返還猶予を申請します。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
貸付を受けた額	円(A)
返還免除額	円(B)
返還済額	円(C)
返還猶予申請額	円(A)-(B)-(C)
返還猶予希望期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
理由	

(様式 16)

## 介護福祉士修学資金等貸付 進学届

(西暦)

年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 _____ 自宅電話( _____ ) 携帯電話( _____ ) e-mail ( _____ @ _____ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり進学したので、届け出ます。

進学先	名称	〒 _____
	連絡先	電話 ( _____ )
分類	<input type="checkbox"/> 社会福祉士養成施設 <input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設 <input type="checkbox"/> 左記以外	
入学年月日	(西暦) 年 月 日	
卒業予定年月日	(西暦) 年 月 日	

上記の者が在学していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

学校名

代表者の役職及び氏名

⑨

(様式 17)

## 介護福祉士修学資金等貸付 返還免除申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

京都府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要綱等の規定により、介護福祉士修学資金等貸付の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
貸付を受けた額	円
返還免除申請額	円
返還済額	円
返還免除承認後の返還必要額	円
申請理由	<input type="checkbox"/> 該当業務に 5 年間従事 <input type="checkbox"/> 該当業務に貸付期間以上 5 年未満従事 ( 退職理由; ) <input type="checkbox"/> 業務上の事由により死亡 <input type="checkbox"/> 業務に起因する疾病等による業務の継続が不能 <input type="checkbox"/> 業務外の事由により死亡 <input type="checkbox"/> 業務外の事由による障害等により返還不能 <input type="checkbox"/> その他( )
備考	

備考 証明する資料を添付すること。

(様式 18)

## 介護福祉士修学資金等貸付 卒業届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり養成施設等を卒業したので、届け出ます。

卒業年月日	(西暦) 年 月 日
-------	------------

備考 証明する資料を添付すること。



(様式 19)

## 介護福祉士修学資金等貸付 資格登録届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)		
借受時の 養成施設名			
修学生 連絡先	〒 — 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )		
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		(西暦) 年 月 日	

次のとおり登録されたので、届け出ます。

種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士		
登録年月日	(西暦) 年 月 日	登録番号	

備考 登録証の写しの添付すること。

(様式 20)

## 介護福祉士修学資金等貸付 従事先変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
借受時の 養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日

次のとおり業務の従事先を変更したので、届け出ます。

新しい従事先	名称	
	所在地	〒 ー
	職種	
	従事開始年月日	(西暦) 年 月 日
以前の従事先	名称	
	所在地	〒 ー
	職種	
	従事期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日

上記の者は、(西暦) 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。 (西暦) 年 月 日 従事先名称 代表者名及び職印 <span style="float: right;">㊟</span>
---

備考 1 在職証明は別紙としてもよい。

2 以前の従事先の従事期間証明書も添付してください。

(様式 21)

## 介護福祉士修学資金等貸付 連帯保証人変更届

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)		
借受時の 養成施設名			
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )		
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		(西暦) 年 月 日	

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

新連帯保証人名		旧連帯保証人名	
変更理由			

※下記は連帯保証人本人が記入してください

上記の者が介護福祉士修学資金等貸付を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責めを負い、かつ、届出その他の義務について誠実にこれを履行することを誓約します。

また、記入した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

(西暦) 年 月 日

連帯保証人

住所	〒 ー		
	電話 ( )		
氏名	(実印) (自署・押印のこと)		
生年月日	年 月 日	申請者との 関係	

(様式 22)

## 介護福祉士修学資金等貸付 返還計画変更承認申請書

(西暦) 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様

修学生番号	(決定通知書の修学生番号を記載すること)	
養成施設名		
修学生 連絡先	〒 ー 自宅電話( ) 携帯電話( ) e-mail ( @ )	
ふりがな		生 年 月 日
氏 名	(実印)	(西暦) 年 月 日

(西暦) 年 月 日付けで承認された修学資金返還計画を次のとおり変更したいので、承認願います。

貸付を受けた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日	
うち、休学又は停学していた期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日	
貸付を受けた額	円(A)	
返還免除額	円(B)	
返還済額	円(C)	
返還額	円(A)-(B)-(C)	
変更前	返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
	返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 均等払(半年賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
変更後	返還期間	(西暦) 年 月 日～ 年 月 日
	返還方法	<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 均等払(月賦) <input type="checkbox"/> 均等払(半年賦) <input type="checkbox"/> 口座引落(京都銀行) <input type="checkbox"/> 口座引落(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> 振込票
変更する理由		

連帯保証人

※申請時に届け出た又は変更を届け出た連帯保証人  
とすること

連絡先	〒 ー 電話 ( )
氏名	(実印) (自署・押印のこと)

連帯保証人

※申請時に届け出た又は変更を届け出た連帯保証人  
とすること

連絡先	〒 ー 電話 ( )
氏名	(実印) (自署・押印のこと)

(様式23)

預金口座振替(変更)依頼書
介護福祉士修学資金等貸付
自動振込利用(変更)申込書(収)(加)

令和 年 月 日

Table with 2 columns: No. (1-5) and Description (振替中止, 新規申込, 項目修正, 一時停止, 一時停止解除)

京都銀行 御中

私は、京都府社会福祉協議会へ支払う介護福祉士修学資金等貸付の償還金を、同会指定の預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記約定にもとづき依頼します。

フリガナ
預金者名

金融機関届出印 (鮮明に)
印

Table with columns: 金融機関名 (京都銀行), 支店, 預金種目, 口座番号 (右づめで), 金融機関コード (0158), 支店コード

振替日 27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

介護福祉士修学資金等貸付償還金口座振替に関する約定(金融機関との取り決め)

- 1. 京都府社会福祉協議会から、介護福祉士修学資金等貸付債務関係者が支払うべき償還金の請求が銀行・郵便局にあった場合は、私を通知しないで予定の振替日(土、日曜、祝日の場合は翌営業日)に請求金額相当額を払出し、同会の預金口座あてに振り込んで下さい。
2. 前期の支払い手続きについて、普通預金規程、総合口座取引規程または、当座勘定規程等にかかわらず、普通預金払戻し請求書の提出、当座小切手の振出し等いたしません。
3. 振替日に私の指定した口座の残高が、京都府社会福祉協議会から請求された金額に充たない場合には、私に連絡することなく、請求書を同会へ返却されても異議ありません。
4. この契約を解除するときは、私から銀行・郵便局へ書面により届け出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり京都府社会福祉協議会から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行・郵便局はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
5. この取り扱いについて、かりに紛議が生じても、銀行・郵便局の責によるものを除き、銀行・郵便局には迷惑をかけません。

金融機関使用欄(受付局日付印欄)

1. 口座番号相違 2. 種目相違 3. 印鑑相違
4. 該当口座なし 5. 名義人相違
6. その他( )

<借受入との債務上の関係> 1.本人 2.連帯借受人 3.連帯保証人 4.債務代行者 5.家族(相続人含む) 6.その他

振替中止・停止月 令和 年 月から予定 (新規申込は振替中止・停止月の記入はしないで下さい。)

借受人
養成施設名
住所 (〒 - )
修学生番号
フリガナ
氏名
電話番号 ( )



(様式25)

## 保護意見書

京都府社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付について、申請者の世帯の状況を踏まえて貸付の可否について決定しますので、下記について意見を承りたくご依頼申し上げます。

令和 年 月 日

福祉事務所長 様

京都府社会福祉協議会会長

印

被保護者の氏名 (借入予定者)	( 歳)
被保護者の居住地 (借入予定者)	
貸付予定金額	修学資金 円 生活費加算 円 入学準備金 円 就職準備金 円 受験対策費用 円
自立助長の効果に関する意見	
連帯保証人について	※申請者との関係、保証能力等について記述してください。
返還計画について	※収入認定に当たり、介護福祉士修学資金等貸付の償還金については必要経費と認め、計画的な償還が可能であること、福祉事務所としてそのように支援する旨を記述してください。 (借受人以外の生活保護受給者の収入から償還金を必要経費として認定することは不可。)
上記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。	
令和 年 月 日	
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 様	
〇〇福祉事務所長 印	